

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年11月30日

契約責任者

東日本高速道路株式会社 東北支社

盛岡管理事務所長 伊藤 憲和

◎調達機関番号 417 ◎所在地番号 03

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 調達件名及び数量

東北自動車道 盛岡南IC受電所電気需給

契約電力 206kW

予定使用電力量 約980,000kWh

(注) 予定使用電力量は、使用数量を保証するものではない。

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 電気需給期間 平成28年4月1日0:00から

平成29年3月31日24:00まで

(5) 電気需給場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 入札金額は、電気需給期間の1月毎に、契約上使用できる電気の最大電力（以下「契約電力」という。）に対して入札者が設定する単価を契約電力（kW）に乗じて得た基本料金（円／月）及び予定使用電力量（kWh）に対して入札者が設定する単価を予定使用電力量（kWh）に乗じて得た従量料金（円／月）をそれぞれ使用期間で合計した総和の金額

（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）を記載すること。ただし、入札金額には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

なお、落札価格は、入札書に記載された入札金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれ見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格等

(1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）第6条の規定に該当

しない者であること。

(2) 次の①又は②のいずれかの基準を満たす者であること。

①電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者であり、かつ他機関における契約期間が満了した契約書の表頭部の写しにより、電気供給実績が確認できる者であること。

②電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っており、かつ他機関における契約期間が満了した契約書の表頭部の写しにより、電気供給実績が確認できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒020-0841 岩手県盛岡市羽場11-66

東日本高速道路株式会社東北支社 盛岡管理事務所 総務担当課長 菅原秀之 電話
019-638-0190

(2) 入札説明書の交付方法

①交付期間 入札公告の日から平成28年1月19日（火）までとする。

②交付方法 当社ホームページ（本公告の掲載箇所）からダウンロードにより入手するものとする。

(3) 入札書類の提出期限

①提出期限 平成28年1月19日（火）午後4時00分

②提出方法 郵送すること。（電送及び持参による入札は認めない。）

(4) 入札、開札の日時及び場所

①日時 平成28年1月29日（金）午後2時30分

②場所 東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類

に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 入札に関する一般的な質問については、「調達に関するよくあるご質問」を参照すること。
(<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>)
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Norikazu Itou, General Manage of Morioka Operation Office, Tohoku Regional Head office, East Nippon Expressway Company Limited
- (2) Classification of the products to be procured: 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased :Electricity to use in Tohoku Expressway, Morioka-Minami IC electric receiving place, contract power : 206kW
the estimated electricity consumption for the delivery period : 980,000kWh
- (4) Delivery period :From 1, April, 2016 through 31, March, 2017
- (5) Delivery places:As shown in the tender documentation
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall:
 - ① not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company' s regulation concerning the contract procedures
 - ② apply to one of the following 1) or 2).
 - 1) have permission to be a general

electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law and have a past record of electric supply as a general electric enterprise and proved by the copy of the cover of the contract that it has completed their contract period in other organizations.

2) have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16-2, Section 1 of the aforesaid law and have a past record of electric supply as a specified-scale electric enterprise and proved by the copy of the cover of the contract that it has completed their contract period in other organizations.

(7) Time-limit for tender : 4:00 PM, 19 January, 2016

(8) Contact point for the notice : Hideyuki Sugawara, General Affairs Section Manager, Morioka Operation Office, Tohoku Regional Head office, East Nippon Expressway Company Limited, 11-66 Haba, Morioka City, Iwate Prefecture, 020-0841, Japan. Tel 019-638-0190